

【別紙1:公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第28条
第1項第2号に掲げる書類】

事業 年度	自	平成31年1月1日	法人コード	
	至	令和元年12月31日	法人名	公益社団法人神奈川県ペ ストコントロール協会

運営組織及び事業活動の状況の概要等について

1. 法人の基本情報について

法人の名称	公益社団法人神奈川県ペストコントロール協会		
設立登記日(注)	平成23年7月1日		
法人の目的	<p>目的 この法人は、人や生活環境に対し衛生上、経済上の害を与える有害生物(以下「有害生物等」という。)の防除に関する専門的知識の習得と、技術の研鑽を図ることにより、神奈川県下における公衆衛生の向上と防疫活動に貢献するとともに、有効・適切な技術を総合的に組み合わせ、人の健康に対するリスクと環境への負荷を最小限にとどめるような防除法(以下「総合防除」という。)を普及して住みよい社会の構築を目指すことを目的とする。</p> <p>事業 この法人は、上記の目的を達成するために、次の公益目的事業を行う。 (1)有害生物等の防除及び感染症予防並びに災害時等における消毒に関する事業 (2)有害生物等の防除等に関する相談及び啓発事業 (3)有害生物等の総合防除等に関する講習会、研修会の開催及び総合防除等の推進事業 (4)有害生物等に関する情報の収集、提供及び機関誌の発行事業 (5)防除施工保証制度に関する事業 (6)その他公益目的達成のために必要な事業 この法人は、上記の公益目的事業のほか、収益事業等として次の事業を行う。 (1)資格登録事業及び経営相談等に関する事業 (2)その他この法人の目的達成のために必要な事業</p>		
主たる事務所の所在場所	都道府県	市区町村番地等	
	神奈川県	横浜市中区太田町6丁目84番地2大樹生命横浜桜木町ビル	
社員の資格の得喪の条件 (公益社団法人のみ)	定款第6条(会員の資格取得)、並びに第8条(任意退会)、第9条(会員資格の喪失)、第10条(除名)記載の通り。		
社員の数(公益社団法人のみ)	75人		

注 旧民法に基づき設立された法人にあっては、新制度への移行登記をした日付になります。

2. 事業活動等について

(1) 収支相償

収益事業等から生じた利益の繰入割合	50%		
第2段階の合計	収入の額		費用の額
	0円		0円
収入>費用の場合の対応	収入−費用欄の数値がプラスでないため、本欄の記入は不要です。		

(2) 公益目的事業比率

公益目的事業比率 (①欄の額÷①欄～③欄の合計額)		88.3%
①	公益実施費用額	32,460,716 円
②	収益等実施費用額	0 円
③	管理運営費用額	4,285,356 円

(3) 寄附を受けた財産の額

寄附を受けた財産の額	0 円	うち個人から	円
		うち法人から	円

(4) 金融資産の運用収入の額

金融資産の運用収入の額	1,802 円
-------------	---------

(5) 資産、負債及び正味財産の額

資産額	36,213,408 円	負債額	1,188,380 円
		正味財産額	35,025,028 円

(6) 遊休財産額

遊休財産額の保有上限額	32,460,716 円
遊休財産額	25,301,918 円

(7) 当事業年度の末日における公益目的取得財産残額

公益目的取得財産残額(①欄+②欄の合計額)		9,168,822 円
①	公益目的増減差額	9,168,815 円
②	公益目的保有財産の帳簿価額の合計額	7 円

(8) 理事、監事及び評議員の報酬等の額

理事等の報酬等の総額	円
(うち、退職手当の額)	円

(9) 事業の運営に関する行政庁からの勧告又は命令の有無

当事業年度の勧告又は命令の有無(注)	無
--------------------	---

注 当事業年度以前に受けた勧告又は命令であって、行政庁に改善の報告をしていないものを含みます。